

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 March 2026

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 116

「2026年 グローバル データ & サイバー ハンドブック」 発行のお知らせ（英語）

ベーカーマッケンジーでは毎年「グローバル データ & サイバー ハンドブック」をアップデートしています。最新版では、50 を超える法域の最新動向を比較しながら整理し、グローバル規制の全体像を一望できる内容となっています。

本ハンドブックでは以下のテーマを幅広く網羅しています：

- AI に関する主要な規制動向
- 非個人データ・企業データの取り扱いを巡る各国制度
- 規制当局のアプローチや執行動向
- 利用可能な救済措置や罰則
- クロスボーダーデータ移転に対する制限等

以下の画像をクリックしてご覧ください。



Global Data & Cyber Handbook

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 116 となる本号では、米国カリフォルニア州、統一型の企業結合事前届出法を採用、令和 8 年度（2026 年度）税制改正法律案の公表等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

OECD：OECD による 2024 年度の MAP（相互協議）及び APA（事前確認）に関する統計の公表について

2. 日本

日本：令和 8 年度（2026 年度）税制改正法律案の公表

3. アジア

韓国：弁護士依頼人間秘匿特権を導入

4. 豪州

オーストラリア：サイバーセキュリティ不備に関する注目すべき制裁金判決

5. 米州

米国：ニューヨーク州における LLC 透明性法の施行

米国：カリフォルニア州、統一型の企業結合事前届出法を採用

6. 欧州

ハンガリー：消費者の権利の中小企業への拡大

「2026年金融機関ロードマップ：
5つの最重要テーマ」
発行のお知らせ（英語）

本レポートでは、2026年に金融サービス業界を形作る主要トレンド、新たに顕在化するリスク、そして金融機関が今まさに直面する課題について、実務に役立つ視点で整理・解説しています。

2026年の戦略策定に向けた示唆を得るための一助として、以下の画像をクリックしてご覧ください。



1. グローバル

OECD

OECDによる2024年度のMAP（相互協議）及びAPA（事前確認）に関する統計の公表について

はじめに

2025年10月31日、経済協力開発機構（OECD）は「Tax Certainty Day 2025（税務の確実性のための日）」の一環として、2024年度のMAP及びAPAに関する統計資料を公表した。

あわせて、各国のMAPの枠組みに関する公開データを集計し、ステークホルダーが各国の制度を俯瞰できる「相互協議に関する統合情報」の2025年改訂版・暫定版も公開された。

これらの公表資料は、世界の税務紛争の現状に関する有益な知見を提供するものであり、企業が税務紛争の予防及び解決に向けた手段を、より適切に評価・検討することを可能にするものである。

詳細

相互協議（MAP）統計

2024年のMAP統計は141の国・地域を対象としており、世界中のほぼすべてのMAP事案を網羅している。本統計では、期首及び期末の未処理件数、案件数の推移、終結事案の処理結果、平均処理期間、事案終結率等、多岐にわたる項目を報告している。また、統計データは総件数に加え、事案タイプ別にも分類されている。具体的には、「移転価格事案」（OECDモデル租税条約第7条及び第9条に基づく、恒久的施設への利益帰属や関連企業間の所得配分）と、「その他事案」（移転価格に関わらないすべての事案）の2種類に区分し報告されている。

案件数

統計によると、納税者によるMAPを利用した紛争解決への需要は、特に移転価格事案において著しく高まっている。MAPの繰越件数は、2023年末と比較して3.3%増加した。内訳として、移転価格事案は3.9%、その他の事案は2.7%の増加となっている。2023年にMAP繰越件数がかつてない減少を見た後、OECDは2024年の増加について、特に移転価格事案を中心に本来のトレンドライン（傾向線）に戻ったものと分析している。当年度中に新たに開始された案件は、移転価格事案が合計2,525件、その他の事案が2,928件であった。これは2023年比で、移転価格事案が29.1%増加、その他の事案が8.1%増加したことを示している。MAP統計からは、未処理案件の56%が2年未満のものである一方、4年以上経過している案件は20%未満であることも示された。全体の繰越件数のうち、2016年以前の旧事案はわずか3.3%に留まっている。特にメキシコは、これら2016年以前の全事案を完結させた功績により、2024年MAP&APAアワードにおいて表彰された。

相互協議の申立状況

例年同様、新規の相互協議事案は特定の国・地域に集中している。上位10か国が全新規事案の70%以上を占める一方、新規事案が10件を超えたのはわずか39か国にとどまった。また、報告のあった141か国のうち半数以上が、2024年の新規申立件数は「ゼロ」であったと報告している。以下の表は、2024年に申立件数が多かった国・地域を示している。ドイツは例年通り、総件数及び移転価格事案の件数のいずれにおいても、2024年の中で最多となっている。

「2026年リーガルトレンド 最前線」公開（英語）

「2026 Legal Trends to Watch」を
公開しました。

2026年、企業が直面する主要な法務リスクと機会について、貿易、AI・サイバーセキュリティ、税務、金融、M&A及び雇用といった企業の経営判断に大きく影響する6つの領域を取り上げてご紹介します。

詳細は[こちら](#)。



Total Cases Started		Transfer Pricing Cases Started		Other Cases Started	
Jurisdiction	#	Jurisdiction	#	Jurisdiction	#
Germany	674	Germany	346	Netherlands	404
Netherlands	524	Italy	279	Belgium	378
Belgium	432	Spain	260	Germany	328
Spain	431	France	245	United Kingdom	211
France	423	United States	145	United States	184

北米地域

2024年の北米におけるMAPの新規発生件数は以下の通りである。

- 米国：合計 329 件
 - 移転価格事案：145 件
 - その他：184 件
- 相手国別の内訳：移転価格事案ではインドが最多（43件）で、カナダ（19件）、イタリア（17件）と続く。移転価格以外の事案では、オランダが92件と全体の半数を占めている。
- カナダ：合計 97 件
 - 移転価格事案：55 件
 - その他：42 件
 - メキシコ：合計 61 件
 - 移転価格事案：55 件
 - その他：6 件

英国

2024年の英国におけるMAP新規発生件数は合計 341 件であった。

- 移転価格事案：130 件
- 主な相手国：イタリア及びスペイン（各 24 件）
- その他（移転価格以外）：211 件
- 主な相手国：オランダ（29 件）、ドイツ（25 件）

完了事案数

2024年中に、報告対象国全体で 4,894 件のMAP事案が完了した。これは、過去最高を記録した2023年と比較して2.8%の減少となった。この主な要因は、移転価格事案の完了数が5.5%減少したことにある。以下の表は、2024年に完了事案数が多かった上位5か国・地域を示している。ドイツは2023年に続き、2024年も首位となった。

Total Cases Closed		Transfer Pricing Cases Closed		Other Cases Closed	
Jurisdiction	#	Jurisdiction	#	Jurisdiction	#
Germany	682	Germany	319	Germany	363
France	435	Italy	290	Belgium	358
Belgium	423	France	248	Netherlands	260
Italy	398	United States	167	United Kingdom	235
Netherlands	358	United Kingdom	113	France	187

2024年の北米地域における案件完了数は、米国が計 290 件（移転価格案件 167 件、その他 123 件）、カナダが計 76 件（移転価格案件 47 件、その他 29 件）、メキシコが計 14 件（移転価格案件 9 件、その他 5 件）であった。

また、英国では計 348 件が完了し、その内訳は移転価格案件が 113 件、その他の案件が 235 件となっている。

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支えるITインフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設的设计、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



期末案件残高について

上述の通り、MAP（相互協議）の案件数はわずかに増加した。2024 年末時点の未処理案件は 6,146 件にのぼり、各税務当局にとって依然として多大な残債（対応すべき案件）となっている。以下の表は、2024 年末時点で未処理案件が最も多い国・地域を示したもので、ドイツが再び首位となっている。

Total Inventory		Transfer Pricing Inventory		Other Cases Inventory	
Jurisdiction	#	Jurisdiction	#	Jurisdiction	#
Germany	1,345	Germany	748	Belgium	762
Spain	1,096	Spain	646	Germany	597
France	973	Italy	602	Netherlands	478
Belgium	897	France	514	France	459
Italy	870	United States	385	Spain	450

2024 年 12 月 31 日時点の期末在庫件数は以下の通りである。

北米地域では、米国が計 701 件（移転価格案件 385 件、その他 316 件）、カナダが計 221 件（移転価格案件 137 件、その他 84 件）、メキシコが計 142 件（移転価格案件 120 件、その他 22 件）となった。

また、英国の期末在庫は計 584 件（移転価格案件 296 件、その他 288 件）であった。

相互協議の結果について

2024 年度の MAP の結果は、税務紛争の解決における MAP の有効性を改めて示すものとなった。同年中に完了した MAP 案件の約 76% が完全な解決に至っており、一方で、合意に至らず終了した（救済が得られなかった）案件はわずか約 4% にとどまった。これらの数値は、例年と同様の傾向を維持している。

紛争案件を解決に導いた 76% の内訳は以下の通りである。

- 63.4% : 租税条約に適合しない課税を完全に解消する合意により終了
- 7.6% : 一方の締約国による一方的な救済措置（ユニラテラルな救済）により解決
- 4.9% : 国内的な救済手段に基づき解決

国別では、米国で移転価格案件の 71%、その他案件の 35% が完全解決に至った。英国においては、それぞれ 84% 及び 55% という高い解決率を記録している。また、米国は一方的救済又は完全合意による解決件数が最も増加した（前年比 40 件増、うち移転価格案件が 31 件増、年間計 128 件を解決）として、「最も改善された国（Most Improved Jurisdiction）」として表彰された。総じて、これらの結果は MAP の有効性を裏付けるポジティブなものだが、各国において依然として改善の余地も残されている。

完了までに要した期間

案件完了までに要する平均期間は 27.4 か月と、横ばいで推移した（BEPS 行動 14 の目標値である 24 か月との比較）。内訳としては、移転価格案件が平均 30.9 か月、その他の案件が 24.5 か月となっている。OECD は、リソースの追加投入やプロセスの効率化を図ることで、権限ある当局が 24 か月という目標達成に近づける（特に移転価格案件において）と考えている。なお、MAP アワードの結果によると、移転価格の相互協議案件を 24 か月以内に完了させたのは、スイス、スペイン、デンマークの 3 か国のみであった。

米国における案件完了までの平均期間は世界平均に近く、2016 年以降に受理された案件では 31.45 か月（移転価格案件は 39.58 か月、それ以外は 23.31 か月）であった。一方で、2016 年 1 月 1 日より前に開始された案件については、完了までに移転価格案件で 146.76 か月、その他の案件で 148.89 か月を要しており、長期滞留案件の解決における課題が浮き彫りとなっている。

「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは**弊所人事労務グループ**までご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



英国では、2016年以降に受理された案件の平均期間は21.43か月（移転価格案件は25.82か月、それ以外は17.03か月）であった。2016年1月1日より前に開始された案件については、その他の案件の完了までに118.42か月を要している（移転価格案件のデータは未公表）。

未完了案件の期間別構成を見ると、2016年以降に開始された未解決の相互協議案件のうち、56%が開始から2年未満である一方、20%が4年を超えている（米国ではそれぞれ64%と15%、英国では55%と18%）。全体として、相当数の長期案件が依然として未解決であるものの、半数以上の案件については2年未満にとどまっていることがデータから示されている。

APA 統計

2024年のAPA統計によると、80の国・地域が二国間APAを認めていると報告しており（2023年比で7か国の増加）、そのうち49の国・地域が積極的に案件を管理している。日本、中国、米国、インドを含む多くの国・地域において、二国間移転価格案件の業務量の半分以上をAPAによる紛争防止策が占めている点は嬉しい傾向といえる。2024年の統計終了時点における未処理案件は4,199件であった。同年に申請されたAPAは1,169件で、1,050件が終了した（うち合意に至ったものは845件、却下は56件、その他の理由による終了は149件）。これらの統計から、2024年に合意に至ったAPAの件数は前年よりも減少したことが分かる。また、却下又は合意に至らずに終了した案件の割合は、2023年の約12%から2024年には19%超へと上昇した。各税務当局の権限ある当局が、APA制度を税務の確実性を確保するための効果的な手段として維持し、この傾向が改善されることを期待する。

なお、APAの合意までに要する平均期間は、2024年も依然として長く、39.6か月となっている。英国と米国における内訳は以下の通りである。

	2024 start inventory	Cases started	Cases closed			2024 End inventory	Average time to grant APAs (months)
			Granted	Rejected	Other reason		
UK	159	45	27	0	2	175	53
United States	514	148	129	3	21	509	42.34

米国の統計結果は、米国事前確認・相互協議（APMA）プログラムが2024年度のAPA年次報告書で発表した内容を密接に反映している。APMAがAPAプロセスの強化、処理期間の短縮、及びケース管理ツールの改善に多額の投資を行った結果、APAは納税者にとって紛争予防のためのより魅力的な手段となりつつある。APAには依然として多大なリソースを要するものの、効率化と実施期間の短縮に向けたAPMAの取組は、多くの納税者にとってAPA申請にかかる全体的なコストの低減に寄与した。しかしながら、昨今のAPMAにおける人員減少により、プロセスや解決時間の継続的な改善に悪影響が及ぶ懸念がある。

英国に関する統計は、英国税務当局（HMRC）が2025年1月に公表したデータに基づいている。2024年度の最新の統計については、現在その公表を待っている状況である。英国には確立された事前確認（APA）制度があり、複雑かつリスクの高い取引における紛争回避のための有効な手段となっている。HMRCは、一方的（ユニラテラル）APAよりも、主に二国間（バイラテラル）又は多国間（マルチラテラル）APAを締結する傾向にある。一般的に事案の解決には成功しており、APA申請が却下されることは稀である。具体的には、2024年に承認されたAPAは27件で、2023年の15件から増加した。米国と同様、APAの手続きは長期化する傾向にあり（合意に至るまでの平均期間は53か月で、前年から8か月増加）、納税者には膨大な情報の提出が求められる場合がある。特筆すべき点として、英国政府は2025年3月の春季予算案（Spring Statement）において、費用分担契約（CCA）の税務上の取り扱いをAPAの対象に含めることを発表し、同年6月に関連指針を公表した。CCA APAは、英国法人のCCAへの参加の妥当性について、HMRCが異議を唱えないという確実性を提供することを目的としている。ただし、これらは英国参加者によるCCAへの拠出金の価格設定を目的としたものではない。HMRCが今後どのようにCCA APA制度を運用していくのか、またそれ

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスはこちら。



が英国のAPA制度全体にどのような影響を与えるかは、今後の動向が注目される。

2024年MAP及びAPAアワード

OECDは、複数の分野において各国当局（Competent Authorities）が行った取組に対し、以下の通り表彰を行った。

カテゴリ1：MAP事案の平均処理期間

（2024年に移転価格事案を50件以上、又はその他の事案を20件以上終了させた国・地域を対象とする）移転価格事案部門では、最短（約20か月）で終了させたスイスが受賞した。その他の事案部門では、ニュージーランド（約3.5か月）が受賞した。

カテゴリ2：未処理事案の期間

（2024年末時点の未処理事案が100件を超える国・地域を対象とする）本カテゴリでは、2016年以前の事案をすべて解消したメキシコが受賞した。

カテゴリ3：事案管理

（2024年末の未処理事案が100件を超える場合を「大規模」、20件以上100件未満を「中規模」として対象とする）受賞国は2023年と同じ結果となり、大規模部門ではオランダ（処理率約47%）、中規模部門ではノルウェー（同59%）が、最も効率的な事案管理を行ったとして選出された。

カテゴリ4：相互協力

（2024年時点で移転価格事案の係属件数が20件を超える二国間、又はその他の事案において係属件数が20件を超える二国間が表彰対象）

移転価格事案において、共同の事案処理を最も効率的に進めたペアとして、日本とインドが共同受賞した。次いで2位に英国と米国、3位にフランスとスイスが入っている。その他の事案については、オーストラリアとニュージーランドが受賞し、2位はオランダと英国、3位はベルギーとイタリアであった。

カテゴリ5：最も改善された国・地域

（2023年と比較して2024年に、一方的救済又は完全合意によって終了した事案が最も増加した国・地域が対象。移転価格事案とその他の事案の両方で増加していることが条件）

本賞は米国が受賞した。2024年に一方的救済又は完全合意で終了した事案は、前年比で40件増加（移転価格事案で31件、その他の事案で9件の増加）している。

カテゴリ6：APAアワード – 新たに2つのAPAアワードの授与

- APA最多改善管轄区域賞（2024年に10件以上のAPAを承認した管轄区域が対象）：本アワードはアイルランドに授与された。同国は2024年のAPA承認件数が2023年と比較して900%増加した（1件から10件への増加）。
- APA案件管理賞（2024年末時点の在庫案件が10件以上ある管轄区域が対象）：本アワードは、最も効果的な案件管理を行ったデンマークに授与された。同国の案件完了率は約39%と、最高値を記録した。

示唆される影響

年次統計の結果から、租税条約に関連する税務紛争を効率的かつ効果的に解決する手段として、MAPが引き続き重要かつ価値のある選択肢であることが示された。納税者によるMAPへの需要は依然として高く（特に移転価格に関する新規事案は29.1%の大幅増）、この傾向は今後も続く見通しである。こうした統計結果は、税務当局による積極的な調査活動を反映したものであ

「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



る。現在、当局は国別報告書（CbCR）等を通じてより多くの情報にアクセスできるほか、高度なデータ分析や人工知能（AI）を駆使してハイリスク領域を特定している。特に移転価格は世界中の税務当局が重点を置く項目となっており、多国籍企業にとって主要な調査リスクである。移転価格に関するMAP事案の顕著な増加は、納税者が紛争解決において、より「効率性・公平性・信頼性」のあるメカニズムを優先していることを示唆している。

また、権限ある当局が滞留事案の削減を進めている点（メキシコが2016年以前の案件を完結させた等）や、平均処理期間が現在27.4か月と、BEPS行動14の目標である24か月に近づいている点は心強い兆しである。今後、各国の税務当局がデータ分析やAIツールへの投資を含め、紛争解決に必要なリソースを強化することで、これらの数値は更に改善していくものと考えられる。

APAに関する統計データにより、納税者は世界各国の二国間APAプログラムに関する有益な知見を得ることができ、APAの申請が潜在的な紛争防止に有効かどうかを、よりの確に判断できるようになる。終結した事案の大部分でAPAが承認されている事実は心強く、これにより納税者は確実性を得て、後々の税務紛争の可能性を軽減できる。しかし、APA解決の長期化は、納税者が期待する事前の税務確実性を損なうものである。税務当局は、適時な成果を優先し、OECDのタイムライン目標を遵守するとともに、納税者の関与を含めた明確な期限の設定を検討すべきである。

米国では、2025年10月1日に始まり11月12日まで続いた過去最長の政府機関閉鎖により、米国権限ある当局の運営に影響が出た。期間中、大半の職員が一時解雇（帰休）となったためである。その間、残留した職員は組織を維持するために最善を尽くした。機能の一部中断はあったものの、政府再開後、APMA（事前確認・相互協議プログラム）は業務に復帰し、需要の高いMAP及びAPAプログラムを極めて円滑に再開した。それにもかかわらず、APMAプログラムは現在少ない人員で運営されており、適時な交渉や新規事案への効果的な対応能力に影響が及ぶ可能性がある。

英国では、移転価格に関するMAP事案が増加するという国際的な傾向に並行し、税務当局（HMRC）が、調査終了時にMAPの利用が可能な移転価格調査の解決方針を最近更新した。この方針の下でHMRCは、比較対象企業の中央値等の中心傾向をデフォルトとして使用するようになる。これは、HMRCが移転価格事案の権限ある当局間協議の開始時に一貫した立場を取る方針であることを示唆しており、納税者がデフォルト以外の数値を希望する場合には、確実な証拠を提示する準備をしておく必要がある。

2022年及び2023年のMAP統計に関するこれまでの報告において、HMRCが英国の迂回利益税（DPT）規則の改正を検討していること、及びその主な目的の一つがDPTを英国の租税条約の適用範囲に含めることである点に触れてきた。現在審議中の財政法案に基づく改正により、DPT規則は「賦課決定未済の移転価格利益（UTPP：Unassessed Transfer Pricing Profits）」という新たな規定として、英国の法人税制度に組み込まれる予定である。DPTが法人税制度の枠組み内となることで、UTPPの対象となる企業は租税条約ネットワークに基づくMAPの利用が可能となり、二重課税問題を解決するための有益な手段が得られることになる。この新制度は、2026年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

しかしながら、こうした取組の一方で、世界各国で税務当局による税収確保の動きが強まり、新法令の施行に伴う解釈の相違が生じていることから、移転価格をはじめとする税務紛争は今後も増加の一途を辿ると予想される。そのため、納税者が複雑な国際税務論争を未然に防止・解決し、二重課税を排除又は軽減するための重要なメカニズムとして、今後もMAP及びAPAが不可欠な役割を果たし続けるであろう。

注目すべき点として、OECDは2026年2月2日に更新版のマニュアルを公表した。これは、納税者及び税務当局に対し、効果的なMAPの手続に関する

「グローバル・プライベートM&A ガイド（英語）」発行

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



提言を行うことを目的としている。本マニュアルは、17の包括的枠組み（Inclusive Framework）メンバーが中心となり、権限ある当局や納税者からのフィードバックに基づいて作成されたもので、MAPの過程で直面する実務上の課題解決を目指している。また、MAP手続の強化と効率化を図るため、納税者と税務当局双方に向けた59の「ベストプラクティス」が盛り込まれており、その中には諸国が24か月という目標期間内に事案を解決するための提言も含まれている。これら59のベストプラクティスが推奨する主な内容は以下の通りである：

1. 国内法の規定が、MAPへのアクセスの妨げとなってはならない
2. 納税者は、適切な時期にMAPを利用する権利について周知されるべきである
3. MAP事案に発展する紛争を未然に防ぐため、権限ある当局の独立性を守りつつ、当局機能と調査機能の間でより密接な連携を図るべきである
4. 権限ある当局は、対象となる税額にかかわらず、条約優先のアプローチに従うものとする
5. 納税者は、処分通知の受領後できるだけ速やかにMAPの申立を行い、手続の全過程を通じて、両国の権限ある当局に対して同一又は実質的に同様の情報を提供しなければならない
6. 関連条約の規定を満たしている場合、権限ある当局によるMAP申立の却下は、以下の状況に限定されるべきである
 - (i) 申立先が適切な権限ある当局ではない場合
 - (ii) 申立期限を過ぎている場合
 - (iii) 申立の内容が、条約の効力発生前又は失効後の年度に関するものである場合
7. 各国・地域は、進行中又は終結した刑事手続を理由にMAPへのアクセスを拒否してはならない。同様に、納税者が税務調査の和解を得るために、MAPを利用する権利の放棄を（明示的・黙示的を問わず）求められることがあってはならない
8. 疑義がある場合、MAPの申立期限は納税者に有利なように解釈されるべきである
9. 手続を効率化するため、特に複雑な移転価格事案においては、可能な限り各国・地域が共同で情報提供要請を行うよう努めるべきである

租税条約の相手国がこれらのOECDのMAP勧告を導入・遵守すれば、MAP及び紛争解決プロセスは更に強化・円滑化されるであろう。MAPやAPAプログラムは、対象国への投資を検討している企業に対し、税務上の確実性と持続可能性を高めるものである。これは納税者と税務当局双方にとって有益なステップであり、双方の負担軽減につながる。私たちは、これらのプログラムの改善に継続的に取り組み、納税者が確実性を確保し、移転価格等の税務紛争を解決する手段を提供しているOECD及び報告対象国を高く評価する。

[最初のページに戻る](#)

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイド

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



2. 日本

日本

令和8年度（2026年度）税制改正法律案の公表

2026年2月20日、所得税法等の一部を改正する法律案が提出された。¹

法人税法については、2026年1月5日にOECDより公表されたサイドバイサイドアプローチに基づく、米国系企業に係るIIR（国際最低課税額）、UTPR（国際最低課税残余額）の適用除外（改正後法人税法第82条の3第7項、第82条の11第4項）が織り込まれているところであるが、詳細は今後公表される法人税法施行令、法人税法施行規則を確認する必要がある。

特に現行の法人税法施行令では、他国でサイドバイサイドアプローチにより、UTPRを課さないこととなった場合でも、他国で課されなかった分についても日本で課税が行われるような規定になっているため（法人税法施行令第155条の59第3項第1号参照）、この辺りの改正が行われることが予期される。更に、過去の法人税法改正附則の改正が行われており、移行期間CbCRセーフハーバーの延長（令和5年法律第3号第14条）が行われている。

消費税については、特定少額資産の譲渡に係る輸入免税（改正後消費税法第8条の2）、第二種プラットフォーム事業者の導入（改正後消費税法第15条の3）等が注目される。

租税特別措置法については、もともと経済活動基準を満たしていた会社が清算する場合に、経済活動基準を満たさなくなったとして課税される可能性があるという不合理を解消するために導入された清算部分対象外国関係会社、清算外国金融子会社等（改正後租税特別措置法第66条の6第2項第8号、第9号）制度が注目される。但し、清算部分対象外国関係会社、清算外国金融子会社等は、それぞれ部分対象外国関係会社、外国金融子会社等とみなして、関係法令を適用することとされている（改正後租税特別措置法第66条の6第13項）とされており、清算期間中の異常所得の有無には留意が必要である。

また、外国組員に対する課税の特例の見直し（投資組合の有限責任組員等から構成される一定の委員会を設置する投資組合の有限責任組員の持分割合を25%未満から50%未満に引き上げ、組合事業に係る業務執行の承認等の範囲から利益相反取引の承認等を除外、他にPEに帰属する国内源泉所得を有していないことの要件を廃止）についても注目される。

その他防衛特別所得税の導入等が注目される。

[最初のページに戻る](#)

3. アジア

韓国

弁護士依頼人間秘匿特権を導入

概要

2026年1月29日、韓国国会は、弁護士と依頼人との間の法的通信及び関連資料を保護する、弁護士依頼人間秘匿特権を導入する改正法案を可決した。こ

¹ 法律案は、財務省ホームページで公開されており、新旧対照表も公開されている。
https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html

の改正により、広範な文書提出要求や秘匿特権の対象である資料の活用に対する保護が強化されるため、税務調査、税法違反事件の捜査及び不服申立手続に大きな影響を与えるものと見込まれる。弁護士依頼人間秘匿特権制度の下では、依頼人は税務弁護士と機密性の高い税務及び規制上の問題について自由に協議しても、それらの通信が機密として保持され、押収及び開示から保護されることが保障される。これは、税務調査及び司法手続全般にわたる納税者の防御権の保護において、重要な転換点となる。

背景

従来、韓国の法制度は、弁護士に対し依頼人との通信に関する守秘義務を課していたものの、そのような通信を保護する相応の権利は認めていなかった。したがって、国家による税務調査、捜査及び訴訟手続の過程において、弁護人による効果的な援助を受けるという憲法上の権利が適切に守られていないという懸念が絶えず提起されていた。

こうした背景を受け、2026年1月29日、国会は弁護士法の改正法案（以下、「本改正法」）を可決し、弁護士依頼人間秘匿特権を法定の権利として正式に認める法的根拠を確立した。本改正法は、公布される前に国務会議における審議や大統領の承認を含むその後の立法手続を経る予定であり、公布から1年後に施行される見込みである。

改正法の主な規定

本改正により、弁護士の守秘義務を定めている現行法第26条の次に、新たな第26条の2が設けられる。この新設された規定により、弁護士及びその依頼人又は依頼人となることを希望する個人には、(1) 法的代理又は法的サービスの提供及び受領を目的として交わされた通信内容を第三者に開示しない権利、並びに(2) 依頼を受けた事案に関連する訴訟、捜査又は照会に関連して作成された文書及び資料（電子形式で作成又は保存されたものを含む）を開示しない権利が認められる。

但し、新たに追加された規定では、特定の状況下において弁護士依頼人間秘匿特権の適用に対する例外が認められており、これには(a) 依頼人が明示的な同意を与えた場合、(b) 重要な公益との抵触がある場合（例：弁護士が依頼人の違法行為に関与している場合、若しくは依頼人が法的助言を犯罪に利用する場合）、(c) 依頼人との紛争において弁護士が自らの権利を行使若しくは防御するために開示が必要である場合、又は(d) 別の法令が明示的に別段の定めをしている場合、が含まれる。

同法の関連付則では、この改正は公布から1年後に施行されると規定されている。この一般規則にかかわらず、新たに設けられた第26条の2は、同法の施行日以前に交わされた通信や資料にも適用されることが更に規定されており、これにより遡及適用の可能性が残されている。

税務調査及び不服申立への影響

弁護士依頼人間秘匿特権の導入は、税務調査、税法違反事件の捜査及びその後の行政又は司法上の不服申立手続に重大な影響を及ぼすと予想される。弁護士依頼人間秘匿特権制度の下では、依頼人は税務弁護士と機密性の高い税務及び規制上の問題について自由に協議しても、それらの通信が機密として保持され、押収及び開示から保護されることが保障される。

通常、納税者は税務調査の際、膨大な量の書類や説明の提供を求められることが多い。特に、事前予告のない搜索やフォレンジック調査の際には、電子メール、法律意見書及びメモ等の弁護士との通信記録が制限なく収集され、税務調査や不服申立手続の全過程で使用されることが多かった。弁護士依頼人間秘匿特権を正式に法制化した今回の改正により、納税者は、税務当局による過度又は広範すぎる文書提出要求及び収集活動、並びにその後の不服申

立手続における弁護士依頼人間秘匿特権の対象となる資料の使用に対して、新たな防御手段を得ることになると期待される。

更に、弁護士依頼人間秘匿特権は、納税者の防御権を保護し、捜査及び司法手続における手続的公正を確保するための重要な安全装置として機能することが期待されている。特に、税務当局が捜査機関と同様に捜索及び差押えや参考人の事情聴取をする権限を付与されている税法違反事件においては、その重要性が際立つ。

とはいえ、改正法は弁護士依頼人間秘匿特権の具体的な適用範囲や法的効果について詳細な指針を示していないため、その正確な適用範囲は依然として不透明である。特に、改正法は弁護士依頼人間秘匿特権の侵害が生じた場合の法的帰結や利用可能な救済措置を明確に規定していない。また、その適用除外として「別の法令が明示的に別段の定めをしている場合」を明示している。したがって、枠組みが発展するにつれ、さらなる立法上の精緻化や司法解釈が必要となるだろう。

[最初のページに戻る](#)

4. 豪州

オーストラリア

サイバーセキュリティ不備に関する注目すべき制裁金判決

オーストラリア連邦裁判所は、Australian Securities and Investments Commission v FIIG Securities Limited [2026] FCA 92 において、オーストラリア証券投資委員会（以下、「ASIC」）が2025年3月にFIIG Securities Limited（以下、「FIIG」）に対して提起した訴訟において、FIIGに制裁金250万豪ドル及び訴訟費用50万豪ドルの支払いを命じた。2019年3月から2023年6月までの期間におけるFIIGのサイバーセキュリティ上の不備が、オーストラリア金融サービス・ライセンス（以下、「本ライセンス」）に基づく一般的な義務に違反するとされたことによる。

FIIGのサイバーセキュリティ不備により、2023年5月19日に開始したサイバー攻撃で約385GBのデータが侵害され、約18,000人のFIIG顧客に影響を与える事態に至ったと認定された。

本件は、本ライセンスの一般的な義務に基づきサイバーセキュリティ不備に対し、連邦裁判所が民事制裁金を科した初めての事例である。また、ASICがサイバーリスク管理に対する監視を強めていること、また、本ライセンス付与の前提として強固なレジリエンスを備えていることの期待があることを明らかに示している。

要点

サイバーセキュリティ及びサイバー・レジリエンスは、本ライセンス保有者の義務の重要な要素である。本件は、特に以下の点を示している。

- ASICは、リスク管理システム及びサイバーセキュリティ・コントロールについて、具体的かつ技術的な一定の期待を有している。また、本ライセンス保有者のリスク管理システムやサイバーセキュリティ・コントロールが、保有データの機微性、規模及びビジネス上のリスクに照らして十分かつ相当であるかを、特に顧客データの漏えいにつながるサイバー攻撃後には、詳細なフォレンジック手法で評価する可能性が高い。
- 本ライセンスを有する事業者は、リスク管理システム及びサイバーセキュリティ対策がサイバーセキュリティ・リスクに適切に対応していることを確保する必要がある。そのためには、十分な財務、技術、人的資

源を投入し、適切なサイバーセキュリティ対策を整備することが求められる。

- これらを怠ると、本ライセンス上の義務違反となり得るほか、ASICによる法的手続及び制裁金の対象となり得る。
- 適切なサイバーセキュリティ対策は、事業の性質、保有情報の範囲及び複雑性、保有資産の規模、サイバーセキュリティ・リスクの程度と潜在的影響、並びに本ライセンス保有者が顧客に対して負う契約上の義務等に照らして、相応のものでなければならない。
- 適切なサイバーセキュリティ対策の整備に責任を負う従業員は、十分な経験を有し、かつ、その責務を適切に遂行するために必要な時間及びリソースを与えられている必要がある。

背景

FIIGはオーストラリアの債券専門業者であり、本ライセンス保有者として、Corporations Act 2001 (Cth)（以下、「会社法」）に基づく義務、特に会社法第912A条(1)に定める本ライセンスに関する一般的義務の適用を受ける。FIIGは金融サービス提供にあたり、顧客に関する広範かつ詳細な個人情報を収集、保管していた。義務違反があったとされる当時、FIIGは約29.9億豪ドルから37億豪ドルの顧客資産を預かっていた。これらの事情を踏まえ、ASICは、FIIGがサイバー攻撃を試みられる、又は実際に受ける現実的かつ予見可能なリスクがあったにもかかわらず、十分な統制を実装していなかったと主張した。実際に、2023年3月19日から同年6月8日までサイバー攻撃が行われ、機微な顧客データが盗取され、その後ダークウェブ上に公開された。FIIGは、オーストラリア・サイバーセキュリティ・センター（ACSC）が2023年6月2日にFIIGに警告するまで当該事案を把握できていなかった。

本ライセンスの一般的義務を満たすためのサイバーセキュリティ水準

本件の手続は、ASICがリスク管理システム及びサイバーセキュリティ・コントロール（脆弱性スキャンや脅威検知を含む）並びに適切な資源配分（人的資源を含む）について、以下を含む会社法に基づく本ライセンスの一般的義務を満たすために、詳細かつ技術的で具体的な期待を有していることを示している。

- ライセンスの対象となる金融サービスが、効率的かつ誠実で公正に提供されることを確保すること（会社法第912A条(1)(a)）
- 関連する金融サービスを提供するための十分な資源（財務、技術及び人的資源を含む）を確保すること（会社法第912A条(1)(d)）
- 十分なリスク管理システムを有すること（会社法第912A条(1)(h)）

以下の表は、本件の判決を踏まえ、会社法第912A(1)(a)、(d)、(h)条に基づく本ライセンスの一般的な義務をFIIGが充足するために必要であったとされるリスク管理システム及びコントロールに関して、ASICが想定する要件を整理したものである。本ライセンスの他の保有者にとっても（事業の相対的性質、保有情報の範囲及び複雑性、保有資産の価値等を考慮した上で）参考となる。

会社法に基づく義務	義務を充足するための要件
第912A条(1)(a)	サイバー攻撃のリスク及びその結果から保護するための適切なサイ

<p>ライセンスの対象となる金融サービスが、効率的かつ誠実で公正に提供されることを確保するために必要なあらゆる措置を講ずること</p>	<p>バーセキュリティ対策（以下の組合せを含み得る）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 周知されたサイバーインシデント対応計画 • 特権アクセスアカウントの包括的な管理 • 脆弱性管理ソフトウェア及び脆弱性スキャン • 外部・内部ネットワーク及び事業上重要なアプリケーションに対する年次のペネトレーションテスト • 「次世代」ファイアウォール • Active Directory 上のグループポリシー設定（旧来及び安全性の低い認証プロトコルを無効化するため） • Endpoint Detection and Response (EDR)ソフトウェア • 利用可能なパッチ及びソフトウェア更新を特定するためのパッチプラン • 監視されたセキュリティ情報・イベント管理ソフトウェア • リモートユーザー向けの多要素認証 • IT 担当者による脅威アラートの監視 • 全従業員に対するセキュリティ意識向上トレーニングの義務付け • 既存のサイバーセキュリティコントロールの有効性をレビュー、評価するためのプロセス
<p>第 912A 条(1)(d)</p> <p>ライセンスの対象となる金融サービスを提供するために十分な資源（財務、技術及び人的資源を含む）を確保すること</p>	<p>適切なサイバーセキュリティ対策が講じられることを確保するため、十分な財務、技術及び人的資源を投入すること（以下を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記のとおりサイバーセキュリティ対策

	<ul style="list-style-type: none"> 十分な人的資源の確保（ITセキュリティの経験を有する者を雇用し又はその他の方法で確保することにより、適切なサイバーセキュリティ対策を確保するとともにリスク管理システムの一環として採用された対策が適切に実施されることを確保すること（これらの作業につき、1名又は複数名に責任を付与し、適切に遂行するための十分な時間を与えることを含む））。FIIGはサイバーセキュリティについてCOO及びITチームに依拠していたが、当該人員は他の業務上の責任及びITセキュリティ経験の不足により、FIIGのサイバーセキュリティ対策の十分性を確保することができなかった 適切なサイバーセキュリティ対策、人的資源及びリスク管理措置の実施に必要な十分な財務資源を確保すること
<p>第912A条(1)(h)</p> <p>十分なリスク管理システムを有すること</p>	<p>本ライセンス保有者及びその顧客が直面するリスクを特定、評価し、それらのリスクを管理又は低減するためのコントロールを採用し、当該コントロールを実施しかつその有効性を監視することができるリスク管理システムを整備すること。特に本件の判決は、内部ポリシー又はリスク管理フレームワークにおいて既に特定されているコントロールを実施することの重要性を強調している</p>

ASICによるサイバーセキュリティ分野への注力

ASICが公表した2026年key issues outlookでは、サイバー攻撃、データ侵害、不十分なオペレーショナル・レジリエンス及び危機管理が、市場の信認と消費者にとって脅威であると位置づけられており、ASICが引き続き注力していく旨が示されている。

ASICのような規制当局は、本ライセンス保有者にリスク管理フレームワークが存在するかどうかだけでなく、当該フレームワークが次の要件を満たしているかも検討する。

- 有効なコントロールにより、適切かつ継続的に実施されていること
- 事業の性質、情報の機微性と範囲、保有資産の規模に照らして相応であること

- 定期的にテスト及びレビューが行われていること
- 必要な人員及び財務資源により十分に支えられていること
- 適切なガバナンス及び監督の下に置かれていること

このような状況下では、ASICの規制対象となる事業者及び本ライセンス保有者にとって、サイバー・レジリエンスをライセンス遵守及びガバナンスの枠組みに組み込み、強固なリスク管理措置が整備されていることを示せるようにしておくことが特に重要である。また、当該措置の強靭性を定期的にテストし、特定された脆弱性に対処することで、サイバー攻撃やデータ侵害のリスクを低減する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

5. 米州

米国

ニューヨーク州における LLC 透明性法の施行

概要

ニューヨーク州における LLC 透明性法（New York LLC Transparency Act、以下、「本法」）が、2026年1月1日に施行された。これまで、本法における「報告会社（reporting company）」の定義は不明確な状態であったが、2025年12月31日、ニューヨーク州務局（New York Department of State、以下、「NYDOS」）は、本法は、米国外で設立され、かつニューヨーク州で事業を行うことを認可された有限責任会社（limited liability companies、以下、「LLC」）のみに適用されることを明確化した。この明確化を受け、本法は、2026年1月1日以前にニューヨーク州で事業を行うことを認可されていた米国外で設立された LLC に対し、2026年12月31日までに、実質的支配者の開示（beneficial ownership disclosure）又は、該当する場合には免除証明書（attestation of exemption）のいずれかを提出することを義務付けている。また、2026年1月1日以降にニューヨーク州で事業を行うことを認可された米国外で設立された LLC は、ニューヨーク州で事業を行うための認可の申請を NYDOS に提出した日から 30 日以内に、初回の実質的支配者の開示書類又は免除証明書を提出することが求められることとなった。

詳細

今回の NYDOS による報告会社の定義に関する明確化がなされる以前は、本法の下でどの種類の会社が「報告会社」に該当するのかについて、非常に不明確であった。本法の複数の主要な規定は、2021年に制定された連邦法である企業透明性法（Corporate Transparency Act、以下、「CTA」）が定める定義条項を参照している。たとえば、本法における「実質的支配者（beneficial owner）」「報告会社（reporting company）」「免除会社（exempt company）」及び「申請者（applicant）」の定義は、CTA における対応する用語の意味内容を参照している。

2023年にニューヨーク州のホークル知事により本法が署名され成立した当時、CTA における「報告会社」の定義は、一定の例外を除いて、州務長官への届出により設立又は登録された米国法人及び外国法人の双方を広く含むものであった。しかし、その後、2025年3月21日、米国財務省内の金融犯罪取締ネットワーク（Financial Crimes Enforcement Network、以下、「FinCEN」）は、CTA に基づく実質的支配者情報（以下、「BOI」）の報告義務を負う範囲を限定した。これにより、CTA に基づき BOI 報告義務を負うのは「外国報告会社（foreign reporting companies）」に分類される事業体のみとなった。更に、実質的支配者が、CTA 上定義される「米国人等（US

persons)」（米国市民又は米国の永住権を有する者をいう）に該当する場合は、外国報告会社の実質的支配者の報告義務及び当該会社に対する BOI 報告義務のいずれについても免除されることとなった。

一方で、本法を、CTAにおける当初の広範な「報告会社」定義と整合させるため、ニューヨーク州議会において、本法の適用対象を、ニューヨーク州で設立された又は事業認可を受けた米国 LLC 及び非米国 LLC の双方に拡大する改正案を可決していたが、ホークル知事は、CTA の要件を超える法令順守の負担をニューヨーク州の事業者課すことは本法の趣旨ではないとして、拒否権を発動して当該改正案を否決した。改正案は否決されたものの、本法が、米国外で設立された LLC に加え、ニューヨーク州外で設立された米国 LLC にも適用されるのかについては、不明確な状態が継続していた。

その後、NYDOS は、2025 年 12 月 31 日に更新された実質的支配者の開示に関するウェブサイトにおいて、実質的支配者の開示に関する書式とともに FAQ を公表し、本法の解釈の明確化を行った。このガイダンスにより、本法に基づく新たな実質的支配者の開示義務が課されるのは、米国外で設立され、かつニューヨーク州で事業を行うことを認可された LLC ののみであることが明確化された。ニューヨーク州で事業を行うことを認可された米国外で設立された LLC は、(i) 報告会社として、当初及び年次ごとの実質的支配者の開示書類を提出するか、又は (ii) 免除会社として、当初及び年次ごとの免除証明書を NYDOS に提出するしなければならない。米国外で設立された LLC は、CTA に基づく免除要件（合衆国法典第 31 編第 5336 条第 a 項第 11 号 (B)）のいずれかを満たす場合、「免除会社」として扱われる。現在、銀行機関、政府機関、米国証券取引法上の登録を受けた証券業者（registered broker or dealers）、保険会社、米国上場企業会計改革及び投資家保護法（Sarbanes-Oxley Act）上の登録を受けた会計事務所（registered accounting firms）等を含む 23 の免除会社の類型が存在する。免除証明書には、該当すると考える具体的な免除会社の類型を明示する必要がある。

NYDOS のガイダンスは、ニューヨーク州で設立された LLC 又は他の州若しくは米国内で設立され、かつニューヨーク州で事業を行うことを認可された LLC については、本法に基づく実質的支配者の報告義務が免除されることを明確に確認している。

本法の適用可否を判断するためには、当該外国事業体が LLC に該当するかを判断する必要がある。しかしながら、本法自体には「外国 LLC」の定義がなく、NYDOS もこの点に関する具体的な指針を示していない。もっとも、ニューヨーク州有限責任会社法（New York Limited Liability Company Act、以下、「LLC 法」）第 102 条 k 項は、「外国 LLC」を、ニューヨーク州法以外の法域（外国を含む）の法令に基づいて設立された法人格のない組織体であって、(i) ニューヨーク州の他の法令に基づき事業を行う認可を受けておらず、かつ (ii) 当該組織体の解散時における資産分配を受ける権利又は議決権を有する者の全部又は一部が、当該他の法域の法令に基づき、当該組織体の契約上の債務その他の債務について有限責任を有し、若しくはこれを有する権限を持ち、又は許可されているもの、と定義している。もっとも、本法との関係では、外国 LLC は、ニューヨーク州で事業登録をうけていることが要件とされているため、LLC 法上の定義から「(i) ニューヨーク州で事業を行う認可を受けていない」という文言を除外して解釈することが論理的であると考えられる。しかし、外国法上、当該事業体が LLC として明示的に位置付けられていない場合には、その判断は依然として困難となり得る。

本法は 2026 年 1 月 1 日に施行された。そのため、ニューヨーク州で事業登録をしている、又は今後登録を予定している米国外で設立された事業体は、本法上の外国 LLC に該当するかを慎重に検討した上で、これに該当する場合には、ニューヨーク州における活動内容を精査し、必要に応じて、事業再編の可能性について専門家と協議することが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

米国

カリフォルニア州、統一型の企業結合事前届出法を採用

カリフォルニア州のギャビン・ニューサム知事は、法案 SB 25「カリフォルニア反トラスト企業結合事前届出法」(California Uniform Antitrust Premerger Notification Act、以下、「本法」)に署名した。本法は、連邦のハート・スコット・ロディノ法(HSR法)に基づく届出を行う当事者に対し、カリフォルニア州との一定の結付きが認められる場合、当該 HSR 届出書面の写しをカリフォルニア州司法長官に提出することを求めるものである。本法は 2027 年 1 月 1 日に施行される。

カリフォルニア州は、ワシントン州及びコロラド州に続き、3 番目に州レベルの企業結合事前届出要件を採用した州となり、今後も追従する州が増える見込まれる。ワシントン州及びコロラド州の法令と同様に、カリフォルニア州法は取引の実行を停止させるものではなく、クリアランス要件も課していない。

本法の要点

- 本法は、ワシントン州及びコロラド州の企業結合事前届出法と同様の内容であり、いずれも、州司法長官が HSR 届出に迅速にアクセスできるようにする統一反トラスト企業結合事前届出法(Uniform Antitrust Pre-Merger Notification Act、以下、「本統一法」)を基礎としている。施行日は 2027 年 1 月 1 日である。
- カリフォルニア州への届出要件：HSR 届出を行う者は、①届出当事者の主たる事業所がカリフォルニア州内にある場合、又は②届出当事者(又はその直接若しくは間接に支配する事業体)の取引に関連する商品又は役務のカリフォルニア州における年間純売上高が HSR の最低取引規模基準額の 20%以上²に相当する場合、HSR 届出提出日から 1 営業日以内に、その電子的写しをカリフォルニア州司法長官に提出しなければならない。
- カリフォルニア州司法長官は、主たる事業所がカリフォルニア州内にある届出当事者に対しては最大 1,000 米ドル、また、カリフォルニア州での関連売上高が HSR 届出基準額の 20%以上に相当する当事者に対しては最大 500 米ドルの届出手数料を課することができる。
- 本法は取引の実行を停止させるものではなく、追加の待機期間を課したり、当事者が取引をクロー징することを制限したりするものではない。
- カリフォルニア州の本法への対応は重要である。書面による通知及び 3 営業日の是正期間経過後、カリフォルニア州司法長官は本法の不遵守につき、1 日当たり最大 25,000 米ドルの民事制裁金を科することができる。
- ニューヨーク州、ハワイ州、インディアナ州、ウェストバージニア州、コロンビア特別区等、他州の州司法長官も企業結合規制により積極的に関与しようとしていることから、追従する州があるものと見込まれる。
- 取引に際して HSR の届出義務が生じる当事者は、各州の届出要否の分析を HSR 届出に係るプロセスに組み込む必要がある。

² 現在の HSR 基準額のもとでは、取引に関連する商品又は役務のカリフォルニア州における年間純売上高が 26.78 百万米ドル以上の場合、HSR 届出の電子的写しをカリフォルニア州司法長官に提出する必要がある。

詳細

カリフォルニア州は、カリフォルニア反トラスト企業結合事前届出法を採択し、HSR法に基づく届出が必要となる取引を行う当事者のうち、カリフォルニア州との一定の結付きが認められる者を対象として、州レベルの企業結合事前届出手続を新たに設けた。コロラド州及びワシントン州も同様の法令を採択しており、これらは既に施行されている。カリフォルニア州法は2027年1月1日に施行される。

ワシントン州及びコロラド州の法令と同様、本法は、2024年7月に統一州法委員会（Uniform Law Commission）により承認された本統一法を基礎としており、カリフォルニア州司法長官が連邦のHSR関連資料に早期にアクセスできるようにすることを目的とする。一方で、本法は州独自のクリアランス要件を別途課すものではない。

まずワシントン州が本統一法を基礎とする同種の法令を2025年7月に施行させ、コロラド州もこれに続き2025年8月から施行される企業結合事前届出法を成立させた。

HSR届出が必要となる取引について、当事者は、各州の企業結合事前届出制度に基づき州司法長官にHSR届出の写しを提出すべきか分析する必要があり、2027年1月1日以降に行われるHSR届出については、カリフォルニア州も分析対象に含まれることとなる。

制度の概要

HSR届出を行う各当事者は、カリフォルニア州法が定める結付き要件、すなわち①主たる事業者がカリフォルニア州内であること、又は②関連するカリフォルニア州内年間純売上高が最新のHSR取引規模基準額の20%以上であること、のいずれかを満たすかを検討しなければならない。いずれかを満たす場合、連邦反トラスト当局にHSR届出を提出した日から1営業日以内に、HSRフォームの完全な電子的写しをカリフォルニア州司法長官に提出する必要がある。

主たる事業所がカリフォルニア州内にある届出当事者は、HSRフォームに添付して提出する追加資料、すなわちHSR届出の添付資料についても、完全な電子的写しをカリフォルニア州司法長官に提出し、あわせて最大1,000米ドルの届出手数料を支払う必要がある。売上基準に該当する届出人は、カリフォルニア州司法長官からの請求を受領してから7営業日以内に当該追加資料を提出することとされ、また、司法長官は最大500米ドルの届出手数料を課することができる。カリフォルニア州司法長官に提出される資料に関しては、司法長官が資料の受領、保管のための安全な手段を提供することを含む秘密保持措置が定められている。

本法は取引の実行を停止させるものではない。すなわち、カリフォルニア州独自の待機期間を課すものではないため、当事者は、カリフォルニア州司法長官による審査の完了を待たずに、対象取引のクロージングを行うことができる。

カリフォルニア州司法長官であるロブ・ボンタ氏によれば、本法は、必要な開示範囲を拡大したり、クロージング前に新たな承認要件を導入したりするものではなく、HSR届出資料へのより早いアクセスを確保し、連邦の執行当局との連携を促進することを目的としているという。また、同州反トラスト部門の上級次席司法長官であるポーラ・ブリザード氏は、州としては連邦政府と同じタイミングで届出を受領したいだけであり、大半の企業結合には競争上の問題がないと述べている。同氏は更に、カリフォルニア州の新たな「ミニHSR」制度の目的は、HSR届出に対して実質的な州レベルの企業結合事前届出要件を付加することではなく、「（カリフォルニア州司法長官

が) 100 件の新たな企業結合ケースを開く」ようなものではないと強調している。

カリフォルニア州司法長官から書面による通知を受領し、3 営業日の是正期間を経過した後、必要資料を提出せず又は追加資料の提出要請に適時に対応しない場合、司法長官は 1 日当たり最大 25,000 米ドルの民事制裁金を科すことができることに留意すべきである。

実務上の検討

- 2027 年以降にクローリング予定の取引において、HSR チェックリストに本法を追加すること。本法の届出義務は HSR 届出に紐づけられ、カリフォルニア州との結付きがある場合に適用されるため、HSR 届出要否の検討の一環として、ワシントン州及びコロラド州の関連法令とあわせて、本法の届出義務が発生するかも分析すべきである。
- デューデリジェンスの早い段階で、カリフォルニア州との結付きを評価すること。すなわち、主たる事業所の所在地、取引に関連する商品・役務に係るカリフォルニア州内の年間純売上高が、HSR 取引規模基準額の 20% テストを満たすかを確認すること。
- 「1 営業日以内」の提出要件を実務に落とし込むこと。該当する場合は、当事者の HSR 届出の電子コピーが、HSR 届出提出日から 1 営業日以内にカリフォルニア州司法長官へ送付されるよう準備し、安全な提出方法に関する司法長官のガイダンスを確認する。
- 他のカリフォルニア州法上の要件との調整が必要となる場合がある。本法は全ての取引に適用され得る一方、カリフォルニア州法は、特定業界の取引当事者に対して別の要件を課している。例えば、ヘルスケア業界の取引では、カリフォルニア州法に基づき別個の異なる届出要件が該当する場合がある。

本法は主として情報提供を目的とする枠組みであるものの、連邦審査の初期段階からカリフォルニア州司法長官が HSR 届出にアクセスできることにより、HSR 審査プロセスが複雑化し、又は長期化する可能性がある。州レベルの事前届出要件は今後も変化していくことが見込まれるため、当事者は、早い段階で州レベルで問題となり得る企業結合規制上の懸念点を把握しておくべきである。

[最初のページに戻る](#)

6. 欧州

ハンガリー

消費者の権利の中小企業への拡大

昨年の民法改正施行により、瑕疵ある履行に関する消費者保護規定が中小企業にも拡大された。今回の改正により、これに加えて、中小企業が法定保証に基づく権利の対象となり、調停委員会への申立も可能となる。

改正の経緯

2025 年 8 月 22 日に民法改正が施行され、瑕疵ある履行に関する民法上の規定が、中小企業による自らの取引、専門又は事業にかかる活動の範囲以外での取引についても適用されることとなった。

2026 年 1 月 1 日より、中小企業も調停委員会を利用可能となった。消費者保護法の改正により、中小企業は、公共サービスを利用する場合又は商法に基

づく小売活動の過程で商品を購入する場合に、調停委員会手続を申し立てることができることとなった。

2026年3月1日より、一定の耐久消費財に対する法定保証に関する政府令（151/2003号）に定める消費者の権利が中小企業にも適用されることとなった。政府令改正により、中小企業が自らの取引、専門又は事業にかかる活動の範囲以外での取引において、小売で商品又はサービスを購入した場合に、消費者としての保証に関する権利が中小企業にも拡大された。

実務上のポイント

- 中小企業は、2年間の法定保証を受ける権利を有する
- 瑕疵があった場合の6か月推定も中小企業に適用される
- 耐久消費財の法定の保証期間も、中小企業に適用される
- 交換が行われた場合、中小企業に対して不当利得返還請求を行うことはできない
- 民法の瑕疵ある履行に関する規定及び政府令（151/2003）号の規定は、中小企業に不利益となる形で修正することはできない
- 法定保証期間は、修理に要した期間分だけ延長される

対象となる主体

事業者が中小企業に該当するためには、①従業員数が250人未満であること、かつ②年間純売上高が5,000万ユーロ以下又は総資産が4,300万ユーロ以下であることを要する。

本改正は、中小企業が瑕疵ある履行に基づく権利を小売業者に対して直接行使することになるため、主として小売業者に直接の影響を及ぼす。他方で、小売業者は販売業者、輸入業者又は製造業者に対して求償できる場合がある。販売業者、輸入業者又は製造業者は、小売業者による求償権の行使に加えて、法定保証の義務をカバーする目的で任意の保証を提供していることも多いため、本改正に留意が必要である。

必要な対応

事業者は、新規制の適用対象となる自社製品を特定し、そのうち中小企業が事業目的で使用する可能性が高いもの（例：本来は家庭用として想定される電動ドリル、事業用途で頻繁に使用される乗用車等）を見極め、延長された法定保証期間及び新たな法定保証により生じ得る追加の請求やコストをどのように管理、軽減するかを検討する必要がある。

事業者は、保証書、保証・担保責任に関する案内資料、ウェブサイト及び広告資料を適宜更新すべきである。

苦情対応手続も対応が必要である。中小企業に対して、消費者と同様に、紛争が生じた場合に、登録上の本店所在地を管轄する調停委員会を利用できることを案内する必要がある。

製造業者、輸入業者、販売業者その他の市場参加者は、小売業者の求償権の取扱いについて契約上対応されているかを見直し、必要に応じて当該契約条項を改訂又は更新すべきである。

[最初のページに戻る](#)